



平成 29 年 8 月 4 日

各 位

会社名 株式会社 極 洋
代表者名 代表取締役社長 今 井 賢 司

(コード番号 1301 東証第一部)

問合せ先 取締役企画部長 木 山 修 一

(TEL. 03-5545-0703)

第三者割当による自己株式の処分に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、下記のとおり、第三者割当による自己株式の処分を行うことを決議いたしましたので、お知らせいたします。

1. 処分要領

(1) 処分期日	平成 29 年 8 月 21 日
(2) 処分株式数	普通株式 47,918 株
(3) 処分価額	1 株につき 3,115 円
(4) 処分価額の総額	149,264,570 円
(5) 処分予定先	日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社 (信託口)
(6) その他	本自己株式処分は、金融商品取引法による届出の効力発生を条件とします。

2. 処分の目的及び理由

当社は、平成 29 年 5 月 11 日付にて、当社取締役（社外取締役を除く）を対象とする業績連動型株式報酬制度（以下、「本制度」といい、本制度に関して株式会社りそな銀行と締結する信託契約を「本信託契約」といいます。また、本信託契約に関して設定される信託を「本信託」といいます。）の導入を公表し、その後、平成 29 年 6 月 27 日開催の第 94 回定時株主総会において、決議されました。（本制度の概要につきましては、本日付「業績連動型の株式報酬制度の詳細決定に関するお知らせ」をご参照下さい。）

本自己株式の処分は、本制度導入のため、本信託の受託者である株式会社りそな銀行の再信託受託者である日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口）に対し、第三者割当により自己株式を処分するものであります。

処分数量につきましては、取締役株式給付規程（以下、「株式給付規程」といいます。）に基づき 3 事業年度に付与すると見込まれる株式の総数に相当するものであり、平成 29 年 3 月 31 日現在の発行済株式総数 10,928,283 株に対し 0.43%（少数第 3 位を切捨て。平成 29 年 3 月 31 日現在の総議決権総数 104,843 個に対する割合 0.45%）となりますが、株式給付規程に基づく株式の給付は、取締役の退任等に伴うもので緩やかに行われるため、本自己株式処分による株式が大量に株式市場に流出することは考えられません。

加えて、本自己株式処分は、取締役の報酬と当社の業績および株式価値との連動性をより明確にし、取締役が株価上昇によるメリットのみならず、株価下落によるリスクまでも株主の皆様と共有することで、中長期的な業績の向上と企業価値の増大に貢献する意識を高めるものであり、当社の企業価値の向上に繋がることから、その希薄化の規模は合理的であり、流通市場への影響は軽微であると考えております。

本信託契約の概要

名	称	役員向け株式給付信託
委	託	者 当社
受	託	者 株式会社りそな銀行
		(再信託受託者：日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口))
受	益	者 当社取締役のうち、受益者要件を満たす者
信	託	管 理 人 当社と利害関係を有しない第三者
議	決	権 行 使 の 方 針 信託の当社経営からの独立性を確保するため一律不行使
本	信	託 の 締 結 日 平成 29 年 8 月 21 日 (予定)
金	銭	を 信 託 す る 日 平成 29 年 8 月 21 日 (予定)
信	託	の 期 間 平成 29 年 8 月 21 日 (予定) から信託が終了するまで
信	託	財 産 当社株式及び金銭

3. 払込金額の算定根拠及びその具体的内容

本自己株式処分は、本制度の導入を目的として行います。処分価額につきましては、恣意性を排除した価額とするため、当該処分に係る取締役会決議（以下、「本取締役会決議日」といいます。）の直前営業日（平成 29 年 8 月 3 日）の東京証券取引所における当社株式の終値である 3,115 円といたしました。

本取締役会決議日の直前営業日の東京証券取引所における当社株式の終値を採用しましたのは、株式市場における当社の適正な企業価値を表すものであり、合理的であると考えたためです。

なお、当該価額は、本取締役会決議日の直前営業日の終値を採用していること及び本取締役会決議日の直前1カ月間(平成29年7月4日から平成29年8月3日)の終値の平均である3,109円(円未満切捨て)からの乖離率は0.19%、本取締役会決議日の直前3カ月間(平成29年5月8日から平成29年8月3日まで)の終値の平均値である3,094円(円未満切捨て)からの乖離率は0.68%、同直前6カ月間(平成29年2月6日から平成29年8月3日まで)の終値の平均値である3,030円(円未満切捨て)からの乖離率は2.81%となっていることから、処分価額の算定は日本証券業協会の「第三者割当増資の取扱いに関する指針」に準拠したものであり、処分先に特に有利な処分価額には該当しないものと判断しております。

上記処分価額につきましては、取締役会に出席した監査役4名(うち2名は社外監査役)全員が、特に有利な処分価額に該当しない旨の意見を表明しております。

4. 企業行動規範上の手続

本件第三者割当は、①希薄化率が25%未満であること、②支配株主の異動を伴うものではないことから、東京証券取引所の定める有価証券上場規程第432条に定める独立第三者からの意見入手及び株主の意思確認手続は要しません。

以上